

「19年度給与改定」(第2回)小委員会交渉

1. 日 時 2007年11月7日(水)10時55分から11時01分
2. 場 所 東京区政会館17階交渉室
3. 出席者

区長会：

布施総務部長会副会長(新宿区)、岩崎総務部長会副会長(台東区)、
小林人事企画部長(特人厚)、
荒牧調査課長(特人厚)、中田勤労課長(特人厚)

清掃労組：

金子副委員長、大島書記長、染書記次長、山崎財政部長、
額瀨組織部長、野崎共闘部長、大和田賃金部長、木川教宣部長

〈当局〉

それでは、私から申し上げます。

本日は、「地域手当の改定に伴う退職手当調整額の単価の改正について(案)」他2件について、別紙のとおり提案いたします。

まず、地域手当の改定に伴う退職手当調整額の単価の改正について申し上げます。退職手当調整額の単価につきましては、地域手当の支給割合が18%に達した時を本則の1,000円とし、それまでの間は地域手当の支給割合に応じた額を経過措置として定めております。

本年、特別区人事委員会から地域手当を14.5%に引き上げる勧告を受けましたが、現在定めている経過措置に地域手当14.5%に対応する調整額単価を定めていないことから、新たに14.5%に対応する単価を設定するものであります。

地域手当の支給割合が14.5%の場合における、退職手当の調整額の単価につきましては、440円といたします。

また、本改正案は、地域手当の支給割合が14.5%に改定された日以後の退職に係る退職手当について適用するものといたします。

次に、育児短時間勤務に係る給与の取扱いについて申し上げます。

本案は、本年、地方公務員の育児休業等に関する法律が改正され、育児

短時間勤務制度が新たに導入されることとなったことから、給与上の取扱いを定めるものであります。

育児短時間勤務職員の給料月額、当該育児短時間勤務職員が週40時間勤務の場合に支給される給料月額に、当該育児短時間勤務職員の1週間の勤務時間数を40時間で除して得た数を乗じた額といたします。また、育児短時間勤務をしていることをもって、昇給抑制の対象とはしないことといたします。

これらの取扱いは、国の制度、再任用短時間職員に適用される給与制度及び育児休業や部分休業制度との均衡を図ったものです。

なお、施行日につきましては、平成20年4月1日といたします。

次に、育児休業及び部分休業に係る昇給抑制措置の見直しについて申し上げます。

育児休業及び部分休業につきましては、現在、昇給抑制の対象となっておりますが、国の制度との均衡等を考慮し、昇給抑制の対象から除外することといたします。

また、本改正案は、平成20年4月1日から施行し、平成19年8月1日以後の育児休業の期間及び同日以後に取得した部分休業から適用することといたします。

私どもといたしましては、今後、皆さんと精力的に協議してまいりたいと考えておりますのでよろしくお願いいたします。

私からは、以上です。

〈清掃労組〉

ただ今、みなさんから「地域手当の改定に伴う退職手当調整額の単価の改正について（案）」「育児短時間勤務に係る給与の取扱い（案）」「育児休業及び部分休業に係る昇給抑制措置の見直し（案）」の3点について提案がありました。

1点目の、「地域手当の改定に伴う退職手当調整額の単価の改正（案）」については、昨年度の妥結結果を踏まえた提案内容であることを確認しておきたいと思っております。

2点目の、「育児短時間勤務に係る給与の取扱い」についてですが、育児にかかる費用負担の他に、給与等についても勤務時間に応じて削減され

てしまつては、職員の生活は成り立たなくなってしまうことも十分に考えられます。折角、制度を整備しても、その制度が職員に有効に活用されなければ何ら意味のない制度になってしまいます。職員が喜んで活用するよう給与上における配慮を十分に図られるよう強く求めておきます。

3点目の、「育児休業及び部分休業に係る昇給抑制措置の見直し（案）」についての考え方が示されましたが、昇給抑制措置の見直し以外にも、期末・勤勉手当や退職手当の除算項目の対象についても見直すべきであると考えます。今回の見直しだけでは不十分であると申し上げておきます。

今後の専門委員会交渉の場で、十分に協議を続けてまいりたいと考えていますのでよろしく願いいたします。

なお、昨年度から継続協議となっております、「勸奨退職特例措置の各区事項化」等につきましては、私どもの考え方に変わりはないことを申し上げます。

〈当局〉

皆さんの主張は主張としてお伺いいたしました。

退職手当調整額の単価につきましては、昨年の方と合意内容を踏まえ、地域手当の支給割合の改定に応じた額を定めております。

私どもといたしましては、皆さんと誠意をもって真摯に協議を進め、諸課題の解決を図ってまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

以上

地域手当の改定に伴う退職手当調整額の単価の改正について(案)

1 趣旨

地域手当の支給割合に応じて定めている調整額単価の経過措置額について、平成19年特別区人事委員会勧告における地域手当の支給割合の改定(14.5%)に応じた額を定める必要がある。

2 地域手当14.5%の場合における経過措置額

440円とする。

3 施行日等

地域手当の支給割合が14.5%に改定された日から施行し、同日以後の退職に係る退職手当について適用する。

育児短時間勤務に係る給与の取扱いについて(案)

1 趣旨

本年5月16日に公布された「地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律」により導入されることとなった育児短時間勤務制度の実施に当たり、給与上の取扱いを定める。

2 給与の取扱い

給料月額は、育児短時間勤務職員の勤務時間数に応じたものとする。

その他詳細については、別紙のとおり。

3 施行日

平成20年4月1日

1 給料月額

フルタイム勤務時に受ける給料月額（現給保障者は現給保障額とし、幼稚園園長及び清掃身分切替職員は加算額を含んだ額）に算出率（その者の1週間当たりの勤務時間を40時間で除して得た数をいう。以下同じ。）を乗じた額

2 昇給

- ① 育児短時間勤務をしていることをもって、抑制の対象とはしない。
- ② 育児短時間勤務期間中の欠勤等については、フルタイム勤務職員との均衡を考慮して所要の調整を行う。

3 諸手当

- ① 地域手当
フルタイム勤務時に受ける給料月額に算出率を乗じた額を基礎として算出
- ② 管理職手当
フルタイム勤務時に受ける額に算出率を乗じた額
- ③ 扶養手当・住居手当・単身赴任手当
フルタイム勤務時と同額
- ④ 超過勤務手当
フルタイム勤務職員と同様に勤務実績に応じて支給。ただし、1日8時間までは支給割合を100分の100とする。
- ⑤ 休日給・夜勤手当・管理職員特別勤務手当・災害派遣手当
フルタイム勤務職員と同様に勤務実績に応じて支給

4 期末・勤勉手当

- (1) 算出基礎となる給料月額
フルタイム勤務時に受ける給料月額
- (2) 在職期間等からの除算
 - ① 期末手当 短縮された勤務時間の短縮分の2分の1に相当する期間を在職期間から除算
 - ② 勤勉手当 短縮された勤務時間の短縮分に相当する期間を勤務期間から除算
 - ③ 育児短時間勤務期間中の欠勤等については、フルタイム勤務職員との均衡を考慮して所要の調整を行う。

5 退職手当

- (1) 育児短時間勤務の期間中に退職した場合の退職日給料月額
フルタイム勤務をしていたと仮定した場合の給料月額
- (2) 在職期間からの除算・ポイントの調整
育児短時間勤務期間のある月数の3分の1に相当する月数を除算

6 幼稚園教諭

- ① 教職調整額
フルタイム勤務時に受ける給料月額に算出率を乗じた額を基礎として算出
- ② 義務教育等教員特別手当
フルタイム勤務時に受ける額に算出率を乗じた額

- 7 育児短時間勤務の例による短時間勤務に係る給与の取扱い
上記1から6までと同様

育児休業及び部分休業に係る昇給抑制措置の見直しについて(案)

1 趣旨

国における育児休業及び育児時間(旧 部分休業)に係る給与上の取扱いの見直しの趣旨を踏まえ、育児休業及び部分休業に係る昇給抑制措置を以下のとおり改正する。

2 改正内容

育児休業及び部分休業については、昇給抑制の対象としない。

3 施行日等

平成20年4月1日から施行し、平成19年8月1日以後の育児休業の期間及び同日以後に取得した部分休業から適用する。